

法定添付書類（省令第4条）

- （1）建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
建物配置図 別紙配置図（変更後）（図面No3-2）のとおり

- （2）平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

今回の変更は廃棄物他施設の位置を変更するものですが、回収作業を行う場所は従来と同じ場所であり、騒音源に変更が生じるものではないため、周辺地域の生活環境に与える負荷を増加させることはないと考えられることから、等価騒音レベルの予測は行っておりません。

なお、周辺から苦情があった場合には誠意を持って対応します。

- （3）夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

今回の変更は廃棄物他施設の位置を変更するものであり、夜間時間帯に影響を及ぼすものではなく、周辺地域の生活環境に与える負荷を増加させることはないと考えられることから、夜間騒音レベルの最大値の予測は行っておりません。

なお、周辺から苦情があった場合には誠意を持って対応します。

指針に基づく配慮事項

駐車需要の充足等交通に係る事項について

○駐車場の位置及び構造等

平面駐車場・自走式

○駐輪場の確保等

A, B 棟前に分散して 46 台を確保

※位置は別紙配置図（図面No.3-2 B-1、B-2）のとおり

○自動二輪車の駐車場の確保

設置なし

※自動二輪車で来店された際は駐車区画を利用させていただきます。

○荷さばき施設の整備等

各棟付近に計 4 箇所（150 m²）設置

※位置は別紙配置図（図面No.3-2 C-1～C-4）のとおり

○経路の設定等

（来客自動車の経路設定）

現状の交通状況を勘案し、最も混雑の発生が少なくなるような経路を設定しました。

（搬出入車両の経路設定）

C-1、C-2 は敷地南西側及び北西側に設置の荷さばき車両専用出入口を使用します。

C-3、C-4 は来客車両と共用の出入口を使用します。

（その他）

E-5 は出口のみです。

歩行者の通行の利便の確保等について

- ・ 駐車場内に自転車・歩行者用出入口を設けます。
- ・ 駐車場内に歩行者通路を設置して、歩行者への安全を確保します。
- ・ 「一時停止」等白線を設置して、歩行者への安全を確保します。
- ・ 繁忙時は出入口付近に交通整理員の配置を検討し、事故や渋滞のないよう努めます。

廃棄物減量化及びリサイクルについて

- ・ 店頭において牛乳パック・ペットボトル・トレー等の回収及びリサイクル化を推進します。
- ・ 計画的な仕入れや販売管理により、廃棄物の発生量を抑えます。
- ・ 納品は物流センターを経由して、リターナブルコンテナ等を積極的に利用することによってダンボール等の発生を抑制します。
- ・ 簡易包装を推進し、包装資材の削減に努めます。

防災・防犯対策への協力について

○防災対策

災害時においては一時的な避難場所として使用できるよう努めます。

○防犯対策

- ・防犯カメラは店内に配置し、管理をします。
- ・必要な場合は機械警備を取り入れ、防犯対策に努めます。
- ・従業員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます。
- ・閉店後に駐車場の出入口を封鎖し管理します。

○青少年の非行防止対策

従業員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます。

騒音の発生に係る事項について

○荷さばき作業における騒音対策

- ・計画搬入の実施により待機車両を解消します。
- ・搬入車両のアイドリング禁止を徹底します。
- ・作業員に対して騒音防止意識の徹底を図ります。
- ・作業時の荷おろし及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。
- ・夜間時間帯の搬入は行いません。

○附帯設備における騒音対策

- ・室外機は低騒音かつ低振動型の機器を極力使用します。
- ・定期点検及び清掃を随時実施し、騒音の極大化を防ぎます。

○駐車場における騒音対策

- ・来店客に対して不要なアイドリングを行わないよう騒音抑制意識の働きかけを行います。
- ・駐車場を使用する従業員に対して、騒音抑制意識の徹底を図ります。

○その他の騒音対策

- ・設備機器は、可能な範囲で住居側から離隔距離が取れる場所に配置します。

廃棄物に係る事項について

○廃棄物等の保管方法

- ・分別収集を徹底します。
- ・屋外で保管するものについては風により飛散しないよう、囲いを超えるほど高く積みすぎない等のルールを設け運用します。
- ・回収に際しては許可業者を選定し、適切な収集作業を実施します。
- ・夜間時間帯には収集及び回収作業を行いません。

○調理臭等の発散防止

- ・給排気口の定期点検及び清掃を随時実施し、調理臭等の発生抑制に努めます。

街並みづくり等について

- ・茨城県景観形成条例に沿った建物とします。
- ・敷地周辺の街並み・景観に配慮した色合いとします。

光害の防止について

- ・駐車場照明は場内駐車場側に向けて設置し、必要最小限の照度とします。

地域貢献活動の取り組み

- ・災害発生時は積極的に地域住民の利便性確保に努めてまいります。
- ・従業員の採用は地元から優先的に雇用するよう努めます。
- ・安全安心なまちづくりのために思いやり駐車場を設置します。